

操縦技能審査員 各位

国土交通省航空局安全部安全政策課

操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等に関する
教育訓練の実施記録の確認について（依頼）

航空局では、「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」（令和2年6月29日制定 令和2年10月1日施行 国空航第1055号）（以下「通達」という）を制定し、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練及びその実施記録について定めているところです。

本通達に基づく教育訓練の適切な実施を促すため、各操縦技能審査員におかれましては、特定操縦技能審査の際に以下のご対応をお願いします。ただし、以下の内容は特定操縦技能審査には含まれませんので、対応の内容に関わらず、技能審査の合否判定等に影響するものではありません。

- (1) 被審査者に対して、前回の特定操縦技能審査以降（ただし、通達施行日以降に限る）における、操縦経験のない型式の航空機の操縦及び経験のない発航方法による滑空機の操縦の有無並びに通達に従った教育訓練及び学習の実施状況について聞き取りを行うこと。
- (2) 被審査者の航空機乗組員飛行日誌により、操縦経験のない型式の航空機の操縦及び経験のない発航方法による滑空機の操縦の実施状況並びに通達に従った教育訓練及び学習の実施が記録されていることの確認を、下記の①及び②に従って行うこと。
 - ① 下記に該当する場合、通達4項に従った教育訓練の実施記録
 - 操縦経験のない型式の多発ピストン飛行機並びに単発及び多発タービン飛行機を操縦している場合
 - 通達1-1項ロ)～ヌ)に示される、経験のない特徴を有する飛行機を操縦している場合
 - 操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦している場合
 - 経験のない発航方法によって滑空機を操縦している場合
 - ② ①に該当しない場合であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦している場合には、通達5項に従った学習の実施記録

- (3) (1) 及び (2) による確認の結果、通達に従って必要な教育訓練及び学習が実施されていなかった場合は、被審査者に速やかに必要な教育訓練及び学習を実施するよう伝えるとともに、別添の様式（「安全確保のための教育訓練等の実施について」）に被審査者の氏名、特定操縦技能審査の実施日を記載し、実施されていなかった教育訓練及び学習について該当する項目の□にチェックを入れ、当該航空機の型式や発航方法等を記載の上、「特定操縦技能審査結果報告書」とともに地方航空局運航課に提出すること。

【連絡先】

航空局安全部安全政策課乗員政策室
(03-5253-8738)

※本事務連絡は、組織名称変更に伴い R2. 6. 29 付事務連絡を再発行するものです。